

信濃川、魚野川をやさしく見守る ～河川愛護モニターを募集します～

信濃川河川事務所では、地域の方々と河川管理者との連携をより深めることを目的として、下記のとおり、「令和4年度河川愛護モニター」を公募いたします。

1. 応募資格
日常生活の中で、大河津分水路、信濃川(燕市・大河津洗堰から十日町市・宮中ダムまでの間)又は魚野川(信濃川合流点から南魚沼市・八海橋までの間)に接する機会があり、河川愛護に関心をお持ちの、満20歳以上の方。
2. 業務内容
大河津分水路、信濃川又は魚野川について、河川整備や利用に関する地域の皆様の声や、環境に関する情報、ご自身が携わった河川愛護などの活動や河川に対する要望を報告(月1回定期・随時)していただく仕事です。(ご報告いただいた内容は公開する場合があります。)
3. 任 期
令和4年7月1日～令和5年6月30日(1年間)
4. 募集人員
若干名
5. 手 当
月額 4,580円
6. 応募締切
令和4年5月31日(火)必着
7. 応募方法
住所、氏名、平日の日中に連絡可能な電話番号を明記の上、「河川愛護モニター応募用紙希望」と記入し、ハガキ又はFAX(電話でも受付可)で、下記へ送付してください。応募用紙を当事務所より送付いたします。なお応募要綱及び応募用紙は、信濃川河川事務所ホームページからもダウンロードできます。<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/news/>
8. 送 付 先
〒940-0098
長岡市信濃1-5-30 信濃川河川事務所
「河川愛護モニター募集」係
電 話 (0258)32-3268
F A X (0258)34-9040

同時記者発表クラブ

長岡市記者会、長岡地域記者会、三条市記者室、十日町記者クラブ、小千谷新聞、FMゆきぐに、越南タイムス、小出郷新聞、エフエム魚沼、業界紙

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 信濃川河川事務所
広報担当 専門官 大平 龍一
TEL 0258-32-3243(内線354)
FAX 0258-34-9044

河川愛護モ二タ一応募用紙

ふりがな 氏 名	印	生年 月 日	昭和・平成 年 月 日 (満 才)	性 別	男 女
現住所	〒		電話	—	—
			電話	—	—
(※平日の日中連絡可能な連絡先)					
勤務先	名 称		電話	—	—
	住 所 〒		F A X	—	—
1. 普段「大河津分水路・信濃川・魚野川」について感じていることや今後のあるべき姿についてお書き下さい。(100字程度) 2. 河川愛護モニターの活動内容について、どのようなことに興味をお持ちですか。(100字程度) 3. 活動範囲の希望(例：大河津分水路～蔵王橋までの間)及び自己PRをお書きください。(100字程度)					

履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな	男・女
氏 名	印
昭和 年 月 日生 平成 (満 才)	本籍 都 道 府 県

写真貼り付け位置
写真の仕様
1. 縦 36～40mm
横 24～30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

ふりがな	電話
現住所	() —
〒 —	電話(※平日の日中連絡可能な連絡先)
ふりがな	() —
勤務先	電話
〒 —	() —

年	月	職 歴

年	月	社会福祉・地域活動等

【備考欄】

令和4年度 信濃川河川事務所 河川愛護モニター応募要綱

国土交通省では、地域住民の皆様のご協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに深め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するため、河川愛護モニター制度を設けております。

今年度においても、地域の皆様と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募いたします。

1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えるすることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に報告(月に1回の定期報告と随時報告)することが主です。

- ① 近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望等を認めた場合
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ③ ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④ 特に、河川管理者に連絡することが必要と認められる場合

なお、モニターの方からの報告は公開する場合がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。(余暇時間等で対応できるような範囲です。)

2. 活動範囲

大河津分水路、信濃川又は魚野川沿川で、原則としてモニターの居住する市町村の区域内を活動範囲とします。

3. 応募資格

下記の要件を満たす方に委嘱するものとします。

- ① 大河津分水路、信濃川(燕市・大河津洗堰から十日町市・宮中ダムまでの間)又は魚野川(信濃川合流点から南魚沼市・八海橋までの間)に接する機会があり、河川愛護に関心を持ち、上記1の活動内容を実行できる活動力のある満20才以上の方。
- ② 河川愛護モニターとして、以下の心得を遵守することができる方。
 - 一. 河川愛護モニター(以下、モニターという)は、河川管理や河川の状況に関して日常知り得た情報を河川管理者に提供するよう努めること。

- 一. モニターは、河川管理や河川の状況に関して地域の方々の要望等にも注意し、知り得た情報を河川管理者に伝えるよう努めること。
- 一. モニターは、より良い河川環境の創出のために、河川管理者とともに河川愛護の普及啓発に努めること。
- 一. モニターは、違法行為を発見した場合には、直接的な警告等を行わず、必ず河川管理者に連絡すること。
- 一. モニターは、河川行政に関する住民モニターとして公正に活動し、地域の公利に反する活動や営利目的等に係る活動・発言は厳に慎むこと。

4. 委嘱方法と任期

信濃川河川事務所河川愛護モニターは、北陸地方整備局信濃川河川事務所長より委嘱させていただきます。

任期は令和4年7月1日より令和5年6月30日までの1年間とします。

ただし、上記の委嘱期間中であっても、モニターとして心得ておくべき事項を逸脱した行動をした場合は、解任させていただくことがあります。

5. 募集人員

若干名

6. 手 当

月額 4,580円(通信費程度の活動に必要な実費相当)

※3か月分を各四半期毎に、翌月にご本人の口座へお支払い致します。

7. 選考方法

- ① 所要の人数以上に応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参画している方を優先とし、年齢・地域構成等を総合的に勘案して、信濃川河川事務所が設ける選考委員会により選考します。
- ② 同一区域には、同一の団体(自治会・市民団体等)に所属している方を2名以上は選任いたしません。
- ③ 選考結果は郵便等により、後日応募者に通知いたします。

8. 応募方法

応募要綱に定める内容をご確認いただいたうえで、モニターを希望される方は、「河川愛護モニター応募用紙」「履歴書」に必要事項を記入のうえ、5月31日(火)までに下記の送付先へ送付ください。

応募様式の書式は、本要綱の下部【河川愛護モニター応募用紙及び履歴書】からダウンロードが可能ですので、記入して送付いただいても構いません。

なお、応募用紙に記載された内容、履歴書については行政機関個人情報保護法に基づき、目

的以外に使用することはありません。

9. その他

河川愛護モニターとして採用された方は、信濃川河川事務所において、委嘱状の交付及び活動内容の説明等をさせていただきます。その際、モニター心得を遵守し、活動する旨の宣誓書をご提出いただきますことをご承知おきください。

9. 送 付 先

〒940-0098 長岡市信濃1-5-30 信濃川河川事務所 占用調整課

10. 問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局 信濃川河川事務所

「河川愛護モニター募集」係

電 話 0258-32-3268

F A X 0258-34-9040

【河川愛護モニター応募用紙及び履歴書】(クリックしてご使用下さい。)

[PDF形式ファイル](#)

[Word形式ファイル](#)

[Excel形式ファイル](#)